

平成25年度

福島県環境審議会第1部会議事録

(平成25年9月11日)

- 1 日 時
平成25年9月11日(水)
午後 3時00分 開会
午後 4時05分 閉会
- 2 場 所
自治会館 1階 福島県消費生活センター研修室
- 3 議 事
福島県環境教育等行動計画について
- 4 出席委員
石田順一郎 稲森悠平 遠藤ヤエ 大迫政浩 河津賢澄 後藤忍 清水晶紀
菅井ハルヨ 高荒智子 長林久夫 福島哲仁 和合アヤ子 (以上12名)
- 5 欠席委員
崎田裕子 佐藤光俊 志賀令和 山口信也 (以上4名)
- 6 出席専門調査員
瓜生康弘 (以上1名)
- 7 欠席専門調査員
佐藤秀美 (以上1名)
- 8 事務局出席職員
佐久間 生活環境部政策監
(生活環境総室)
中高 生活環境総務課長
大江 生活環境部企画主幹 他
- 9 内 容
 - (1) 開会(司会) 濱津生活環境総務課主任主査
 - (2) 稲森議長(第1部会長)から、議事録署名人として大迫委員と福島委員が指名された。
 - (3) 議事 「福島県環境教育等行動計画について」
事務局(大江生活環境部企画主幹)から資料1、2-1、2-2、3、4及び参考資料に基づき、計画(素案)について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(石田委員)

環境教育と環境教育等の定義について、環境教育等の意味がよくわからない。資料4p. 8に図があつて、環境教育等の中には環境保全・回復活動や、環境保全・回復の意欲の増進等の結果も含んでいる。環境教育等というのは、アクションを指しているのではなく、結果も含めた広い概念ということでよいのか。資料4中の参考資料の項目には、「学校における環境教育等」というように「等」が入っている。全体がどういふフレーズの中で進めていこうとしているのか。「等」という新たな何かが付加されているのか。

(大江生活環境部企画主幹)

基本的には法の定めに沿って環境教育等の概念を定めているが、環境回復の部分については福島県環境基本計画の内容も踏まえ、本県オリジナルである。

(稲森議長)

法律の中で書いてある部分はないのか。

(濱津生活環境総務課主任主査)

法律の中で「環境教育」とは、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」とされている。それぞれ「環境保全活動」「環境保全の意欲の増進」「環境教育」「協働取組」が定義されており、それらを含めて環境教育等としている。

(稲森議長)

同じような疑問を持ってこの計画を読まれる方もいらっしゃるだろうから、定義をこの中に組み込んではどうかと思う。

(大迫委員)

資料4p. 12の「学校における環境教育等」についてであるが、ESDの概念の中でも持続可能な要素が求められていて、一番最後に書いてある小学校・中学校・高等学校の子どもたちの発達に合わせて教えていくレベルがあがっていくというのは大変重要なこと。そして、その次の段落にある環境教育等の精査、実践力の伴う価値ある環境教育等をどのように考えているかが大変重要。この部分をぜひ考えてもらいたい。例えばリサイクルだったら分別とか、実践の具体例を出していただきたい。一方で、環境問題は複雑・多様化していて、ひとつプラスになると、違うところでマイナス面があつたりする。多面性があるもの。そこで、「多面的にかつ総合的に判断して、」かつ実践力のあるものにしてはどうかと思う。ESDの中の多面性、総合性が中等教育、高等教育に関わってくると思うので、もう少し具体性をもって書き込んでいただければと思う。

資料4p.17の「国際的な視点での取組」について、IAEAが盛り込まれているが、むしろここにはESDの問題を国際的なものとして、地域、県としてどう取り組んでいくかが重要である。ESDは来年度が10年目となり、いったんここで区切られる。国としてESDをどう総括して次につなげていくのかを少しウォッチしていただいて、ESDという部分を入れていただいた方がいいと思う。

それから最後に、環境創造センターというところが環境教育の拠点ということで盛り込まれている。施策の目玉として考えていただきたい。これまでの環境センターという行政として研究をやってきたところと原子力センターが合わさったものになると思うが、環境創造センターでは研修機能も担うとある。県としてそれを担う体制が整備されていないのではないか。県の中での体制づくりを検討していただければと思う。

(稲森議長)

まとめると、具体性をもった記載を、ということと、ESDが10年で見直し、ポストESDを踏まえて、県としてもうまく記載してはどうか、ということ、環境創造センターの体制整備の検討をどういう形でどう進めていくのかということだが、いかがか。

(佐久間生活環境部政策監)

環境創造センターについては、内部で検討しているところであり、いろんな方にきていただける施設として、教育面での機能を充実していきたいというふうに考えている。

(大江生活環境部企画主幹)

具体的な記載と、ESDの視点については、持ち帰り検討する。

(稲森議長)

具体的なキーワードがあると、読んでいて「あ、そうか」となる。ぜひ、検討してもらいたい。

(高荒委員)

資料4p.14(3)に「本県の自然を最大限にいかした活動ができる場を選定することが必要です」とあるが、具体的にはどのようなことか。県が選定していくのか、除染等の実施により活動できる場を増やしていくということか。

(大江生活環境部企画主幹)

県で選定というよりは、環境放射能の状況を情報提供することとしている。判断していただくための情報提供をするという意味である。

(長林委員)

それではそこに今の内容を記載してはどうか。

(後藤委員)

今回、方針から行動計画になったということで、計画の場合には、目標や数値目標を盛り込むことが一般的であるが、今回の素案の中にはないようである。ぜひ入れて欲しい。

放射線に関する教育が盛り込まれるのは当然だが、原子力の広い枠、エネルギーや再生可能エネルギーに関する部分はいれないのか。さらに言うと、原発の廃炉の問題に踏み込むか踏み込まないか、方針などがあれば教えていただきたい。

環境創造センターについて。もともとの方針にあった、展示機能について、具体的には参考資料 p. 38 の 26 行目であるが、こういったところは計画されているのか。

環境教育や ESD の具体的な中身を引用して欲しい。多面性、総合的な思考、判断力のキーワードを入れて欲しい。

全体会の中で、自然公園の利用状況が半減しているという状況があったが、そういった状況を踏まえてこの計画を作っているのか。

国際的な取組のところに IAEA の記載があることに違和感がある。ESD はユネスコなので、そことの連携を模索していくか、視野を広く持っているところを入れてはどうか。

(大江生活環境部企画主幹)

1 点目の目標について、環境教育は人材育成や思想的な部分が主であるので、数値目標や期間を取り入れることは難しいと考えている。

エネルギーの視点については、足りない部分もあったので、持ち帰り検討したい。

環境創造センターについては、担当課において展示機能についても検討している。

ESD については、わかりづらい部分もあるので、解説をいれていきたい。

自然公園については、利用状況がほぼ半減しているということであるが、放射線の影響を受けて屋外での活動が減少しているという記載によって整理しており、あえて自然公園だけについては記載していない。

(後藤委員)

資料 4 p. 18 で点検とあるが、指標を設定しないという中で、何を公表、チェックするのか。

(大江生活環境部企画主幹)

毎年の公表については、今後検討していきたいと考えている。事業の展開について、実績の報告をし、それについて確認いただくことで考えており、内容については今後検討していく。

(稲森議長)

毎年の取組状況を公表する、とあって、たしかにそれを数字に書くというのはなかなか難しいことであると思うので、持ち帰って一番いい形を検討されてはどうか。

(大江生活環境部企画主幹)

わかりやすい形で示したいと考えている。

(福島委員)

実際に点検するとき、何をもって、何ができたか、何を評価するかを明確にすべきである。例えば専門家を派遣する事業であれば、何回派遣したか、という実績と、それを踏まえて、達成したい目標、ねらい、これであれば地域の普及であると思うが、どの程度増えたか、達成できたか、を示していく。施策が何を目標にしているかは、やはりまず最初に想定していなければならない。

(大江生活環境部企画主幹)

全体的にそういった視点で少し考えていきたい。

(遠藤委員)

午前中から実行委員会をやってきたところであるが、環境フェスタ～考えよう、地球温暖化と再生可能エネルギーという副題のイベントを実施する。県も協力していたらありがたい。

(大江生活環境部企画主幹)

状況を伺って考えていきたい。

(河津委員)

気になる文言がたくさんある。

まず、放射線と放射能の使い方がばらばらである。放射線とは何か、放射能とは何か。放射能と書いてあるところが中身は放射線だったりする。

「3環境教育等を推進するための施策」にある「正しい放射線の情報提供」とは何を意味するのか。例えば、「放射線の正しい情報提供」「放射線の正確な情報提供」としてはどうか。正しい放射線と正しくない放射線があるのかというようにも思われるため、混乱する。そこは整理していただきたい。

細かいところであるが、資料4p. 2の自然災害とは何かと言った場合に、竜巻も入るのではないか。

また、役割を記載している部分について、「期待されています」「求められています」という言葉が混在しているが、どういう使い分けをしているのか。行政の役割のところ、新旧対照表を見ると、参考資料p. 19で「必要です」を「求められます」にあえて変えている。この表現は行政機関としてどうか。適切なのかどうか。わざわざ変える意味があるのか。

事業者の役割の中で、中程、「また、」以降の部分について、「地域社会の一員として、従業員の自発的な環境保全・回復活動の推奨」とあるが、これは従業員に対する推奨であって、事業者自らが行う社会参加という立場ではない。ここはちょっと変えた方がよいのではないか。

参考資料 p. 25の学校における推進施策の中で、「木工工作用資材の提供と、地元事業者による技術指導～」は、次の「地域の森林環境の保全に向け自発的に～」のところに一体化させたほうがよいのではないか。これは事業をやります、ということであって、教育とは別の話ではないか。

あとは細かいので、後ほど照会があった際に返したい。

(稲森議長)

言葉として「期待されます」とか「求められます」というのは、少し他人事のようなニュアンスもある。「必要です」や「重要です」と言葉の使い分けをしているのか。流れや書きぶりを整理した方がよい。

「正しい放射線の」というのは何を意味しているのかとは思っていた。適正な表現にしてはどうか。

環境教育というのは、マスコミがものすごく重要。テレビや新聞の効果があって、報道に左右される。そういった部分も環境教育にとっては極めて重要なファクターである。

(大江生活環境部企画主幹)

全体的に言葉遣いが甘い部分があったので、精査させていただきたい。

(清水委員)

この計画において、基礎自治体である市町村の役割をどのように考えているのか。法律では、市町村は市町村で行動計画を策定、とあるので、市町村は市町村でやってください、というスタンスなのか。かと思えば、全県的に「行政」のところでひとくくりにしてみたりしている。協働というひとつのキーワードがあって、そういう意味でも、都道府県と市町村の協働として、市町村を地域に身近な行政主体として議論するのは必要かと思う。県の計画にはのせるつもりはないのか。

(大江生活環境部企画主幹)

ご発言のとおり県の行動計画であり、法律では市町村は市町村で作るということになっている。行政の役割が「求められます」「期待されます」になっているのは、市町村に対するものも含めたものであることからそのような記載になっているところであるが、中途半端になってしまっている。市町村との関わりについても検討させていただければと思う。

(長林委員)

行動計画だが、例えば、主体に対する考え方があって、県がどのように対応してい

きますよ、という作り。二つの見方がある。施策のところでは、各主体となったときに我々がこういうことをしなければならないということと、それをバックアップするために県はどのような施策をやっているということ、それぞれがわかるように書いていただくと良い。どちらに向かっていくのかというのがわからないところがあるので、精査して欲しい。

福島県環境教育等行動計画（素案）については、本日の意見をもとに修正をし、パブリックコメントをする修正案については部会長に一任すること、パブリックコメントの結果等を踏まえて、次回は最終的な審議となることでした承された。

(4) その他

（大江生活環境部企画主幹）

行動計画（素案）について、追加の御意見等を今月中を目途に提出していただきたい。

修正を加えてパブリックコメントを実施した後に、1月下旬に答申案を御審議いただく予定である。

(5) 閉会（司会） 濱津生活環境総務課主任主査